新潟市行政苦情審查会

平成28年度報告書

《平成28年4月1日~平成29年3月31日》

平成 2 9 年 4 月

新潟市行政苦情審查会

I	運営状況の概要	1
	1. はじめに 1	
	2. 運営状況 1	
	(1) 苦情申立て受付状況	
	(2) 行政苦情審査会委員による面接の苦情相談	
	3. 苦情申立ての処理状況 1	
	4. 開催状況 1	
п	苦情申立て処理状況一覧	2
	◇処理状況別件数	
Ш	年次別苦情申立て処理状況	3
	◇組織別受付状況 ◇評価、調査(評価)区分別状況	
IV	処理案件の概要	7
	(1) 苦情申立てについての処理 7	
	(2) 行政苦情審査会委員の面接相談による苦情の処理 10	
V	苦情申立て	1 1
	(1)調査したもの 11	
	A 提言・意見表明したもの 1 1	
	B 市に非がないとしたもの 1 6	
	(2) 調査しなかったもの 28	
	(3) 申立ての取り下げ又は調査を中止したもの 31	
VI	行政苦情審査会委員による面接の苦情相談 (3 2
	◇相談概要	
VII	委員による感想と所見 3	3 3
	■本年度の審査会を振り返って	

I 運営状況の概要

1. はじめに

新潟市行政苦情審査会は、市政や市の職員の対応に関する市民からの苦情申立てについて公正・中立の立場で調査を行い、必要があれば、市長に意見を述べる審査会であり、平成24年4月1日からそれまでの新潟市行政評価委員会を条例に基づく附属機関とし、併せて名称を変更したもの。

なお、28年度は、鈴木髙志、栗山靖子、小林のり子の3名で審査会を構成し、 対応した。

2. 運営状況

(1) 苦情申立て受付状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度に新潟市行政 苦情審査会が受け付けた手段別の苦情申立ては、次のとおりである。

合計受付件数	来訪	郵送	電話	FAX	Eメール
2 5	7	1 6	0	0	2

(2) 行政苦情審査会委員による面接の苦情相談

市の業務や市職員が行った行為について不満がある場合、行政苦情審査会に苦情申立てをすることができる。しかし、正式な苦情申立てを行った場合、調査して結果が出るまでにある程度の日数を要することになるが、簡便に面接による相談の場面から、第三者の立場で相談し、意見を求めることで、市政に対する市民の信頼を一層高めることができ、市民の権利利益の充実につながるものとして、毎月1回開催する相談日を市報で広報し、平成28年度は3件の苦情相談を実施した。

3. 苦情申立ての処理状況 [詳細は2ページの「苦情申立て処理状況一覧」を参照] 平成28年度は、24件の苦情申立てと前年度からの継続案件が1件あり、そのうち7件は調査の対象外であり、継続案件を含め、18件の苦情申立てについて調査を行った。

調査を行った18件のうち、所管外などで調査をしない決定をしたものが7件、取り下げられたものが2件、調査して結果を通知したものが9件であった。

調査結果を通知した9件のうち、制度の改善を求め提言したものはなかったが、是 正その他の改善措置を講ずるよう意見表明したものが1件、市の処理に非がないとし たものが8件であった。

4. 開催状況

行政苦情審査会は毎月2回程度開催しており、平成28年度は、合計22回開催 した。

Ⅱ 苦情申立て処理状況一覧

◇処理状況別件数

区 分	件数
1. 調査したもの	9
(1)提言したもの	0
(2) 意見表明したもの	1
(3) 市に非がないとしたもの	8
2. 調査しない決定をしたもの	7
(1) 所管外事項のもの	2
(2) その他	5
3. 申立ての取り下げ又は調査を中止したもの	2
(1) 取り下げられたもの	2
(2)調査を中止したもの	0
4. 調査を継続中のもの	0
申立てを受理したものの合計 (平成27年度からの継続案件1件を含む)	1 8
5. 申立てを不受理としたもの	7
申立ての総合計 (他に上記申立てと一括で処理した申立て0件)	2 5

◇所管別件数(受理分)

◇市民生活部	件
◇福祉部 8	件
◇保健衛生部 1	件
◇都市政策部	件
◇建築部	件
◇土木部	件
◇下水道部	件
◇財務部	件
◇教育委員会	件
◇区役所 1 1	件
◇消防局	件
◇市民病院	件
◇選挙管理委員会 1	件
合 計 22	件

複数の部署にわたる案件が あるため、所管別件数と処理 状況別件数が異なります。

◎平成24年度より行政苦情審査会になり、処理状況の内容を変更しました。

^{◎「}提言」や「意見表明」をしたものについて、市長等は、60日以内に是正等の処理方針報告 を行政苦情審査会にしなければならない。

Ⅲ 年次別苦情申立て処理状況

1. 組織別受付状況

区分	合計	総務部	国際文化部	企画部	財政部	市民生活部	保健福祉部	環境部	商工労働部	農林水産部	都市計画部	開発建築部	土木部	下水道部	市民病院	消防局	水道局	教育委員会	支所	その他
1年次	24	2	1		3	5	2	1				1	1	4	1	1		1		1
2 "	11						2				1		2	2			1	3		
3 "	8				1							3	1	2				1		
4 "	6					2	2						1	1						
5 <i>1</i> 1	4					1						1	1					1		
6 "	5					1	1						1				1	1		
7 "	10						2					1	4	1	1			1		
8 11	10	2				1	2			1		1	1					2		
9 11	6						2		1				1					1		1
10 "	14	1			2	1	1	1				3	1						3	1
11 "	12	2				1	3	2											1	3
12 "	10					1	3	1				1	1				1			2
13 "	23	1				1	5	1				3	3	1	2		1	1	3	1
18年度	13						4	1			1	3	1		1				2	
累計	156	8	1	0	6	14	29	7	1	1	2	17	19	11	5	1	4	12	9	9

※組織別受付件数は、複数部署にわたるものがあり、受付件数と異なります。

1年次~12年次は、2月1日~翌1月31日

13年次は、2月1日~翌3月31日

18年度以降は、4月1日~翌3月31日

2. 区制施行後の組織別受付状況(平成29年3月31日現在)

区分	合計	地域・魅力創造部	市民生活部	文化観光・スポーツ部	環境部	福祉部	保健衛生部	経済・国際部	農林水産部	都市政策部	建築部	土木部	下水道部	総務部	財務部	区役所	消防局	水道局	市民病院	議会事務局	教育委員会	その他
19年度	23	3	1			4					1	2		1		7			2		2	
20年度	19	5				3						1		1	1	7			1			
21年度	15	4		1	1	2					1					5					1	
22年度	21		4	1	1	2					3	1		1	1	6			1			
23年度	16		2			2						1			1	8			1		1	
24年度	33		1			5	1	1	1	1	1				2	19			1			
25年度	23					7	3			1					1	8	2				1	
26年度	18		3			2				2			1		4	1			2		3	
27年度	13					2							1			7					1	2
28年度	22					8	1									11						2
累計	203	12	11	2	2	37	5	1	1	4	6	5	2	3	10	79	2		8		9	4

※組織別受付件数は、複数部署にわたるものがあり、受付件数と異なります。

1年次~12年次は、2月1日~翌1月31日

13年次は、2月1日~翌3月31日

18年度以降は、4月1日~翌3月31日

3. 評価区分別状況

区分	累計	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	6 年 次	7 年 次	8 年 次	9 年 次	10 年 次	11 年 次	12 年 次	13 年 次	18 年 度
1. 評価したもの	8 4	1 1	7	5	6	4	2	3	7	4	6	4	7	1 1	7
(1) 意見表明・是正要望したもの	2 4	3										2	5	8	6
(2) 市に非がないとしたもの	6 0	8	7	5	6	4	2	3	7	4	6	2	2	3	1
2. 調査・検討を中止したもの	6	1					1	2	1		1				
3. 評価しなかったもの	3 4	5	4	1			1	3		1	3	4	2	7	3
(1)所管外のもの	1 2		1					2		1	2	3	2	1	
(2) 利害関係を有しないもの	3		1	1			1								
(3) 事実発生から1年を経過したもの															
(4) 虚偽その他正当な理由がないもの	1		1												
(5)評価することが適当でないもの	1 8	5	1					1			1	1		6	3
4. 取り下げられたもの	2 1	5	2	1	1		1		4	1	1		1	3	1
合 計	1 4 5	2 2	1 3	7	7	4	5	8	1 2	6	1 1	8	1 0	2 1	1 1

[※]複数の苦情申立てを、合わせて審議し、一括で評価決定しているものもあり、申立て受付件数と評価数は一致しません。

1年次~12年次は、2月1日~翌1月31日

13年次は、2月1日~翌3月31日

18年度以降は、4月1日~翌3月31日

4. 区制施行後の調査 (評価) 区分別状況 (平成29年3月31日現在)

区分	累計	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度
1. 調査 (評価) したもの	8 8	1 5	8	5	1 1	7	1 2	6	7	8	9
(1) 提言したもの											
(2) 意見表明したもの	3 8	7	6	3	4	5	4	4	2	2	1
(3) 市に非がないとしたもの	5 0	8	2	2	7	2	8	2	5	6	8
2. 調査(評価)しない決定をしたもの	4 7	2	6	3	3	4	9	5	5	3	7
(1)所管外のもの	1 0			1	1		1		3	2	2
(2) 利害関係を有しないもの	8					1	2	2			3
(3) 事実発生から1年を経過したもの	2							1	1		
(4) 虚偽その他正当な理由がないもの											
(5) 調査 (評価) することが適当でない もの	2 7	2	6	2	2	3	6	2	1	1	2
3. 取り下げ又は調査を中止したもの	1 2				2	2	4	1	1		2
(1)取り下げられたもの	1 1		_		2	2	3	1	1		2
(2)調査を中止したもの	1						1				
合計	1 4 7	1 7	1 4	8	1 6	1 3	2 5	1 2	1 3	1 1	1 8

※複数の苦情申立てを、合わせて審議し、一括で調査結果決定しているものもあり、申立て受付件数と調査結果・評価数は一致しません。 ※平成24年度より行政苦情審査会になり、従来の「評価」を「調査結果」に変更し、区分別状況を変更ました。

IV 処理案件の概要

所管課名は、平成28年度の課名を表示しています。

(1) 苦情申立てについての処理

		中立くの中京		那本 公用为 <i>宁</i>	油 孛 □
	受理日	申立ての内容	所管課 	調査結果決定	決定日
1	28. 2.12	市には開発道路との接 続道路設置の法的義務が あるが、未だに設置され ていないので早急に設置 してほしい。	区役所 建設課	取り下げ	28. 4.11
2	28. 4. 8	地域の茶の間の検便提 出について	保健所 食の安全推進 課	苦情申立人自身の利害を有 しないため調査しない。	28. 4. 8
3	28. 4. 8	民生委員の活動費の開 示について	福祉総務課	苦情申立人自身の利害を有 しないため調査しない。	28. 4. 8
4	28. 4. 8	市災害時要援護者名簿 の取扱いについて	福祉総務課	苦情申立人自身の利害を有 しないため調査しない。	28. 4. 8
5	28. 4.22	期日前投票立会人を拒 否されたことに納得がい かない。	区選挙管理委員 会 選挙管理委員会	投票立会人は市の非常勤特別職であり、職員の人事について審査会で調査することが適当でないと認められるため調査しない。	28. 4.22
6	28. 4.22	本年度入札予定の賃貸 借契約の仕様書について 公正な競争を行うための 解決を望む。	保育課	申立人の主張に係る所管 課の対応に非があるとは言 えない。	28. 5. 25
7	28. 5.25	A地区、B地区の防犯 灯設置については、C地 区等との不公平を解消 し、LED化も住民負担 なしで進めることを求め る。	区役所 地域課	所管課のこれまでの対応 について非があるとはいえ ない。	28. 6.27
8	28. 6.27	法令違反となる市の事 務手続きを改めてほし い。	介護保険課	法令解釈については当審 査会で調査することが適当 でないため調査しない。	28. 6.27

9	28. 9. 7	誤った国民健康保険証の交付について是正してほしい。	区民生活課	6月27日に申立人が行った 住民異動届に明立人がで、所疵いとは に手続上と取り自ななことで はりますことで はりますことで を取ります。 したがの母親にとれるの母ので がであるとはいるの母ので がきたがの母ので がの母ので がの母ので がの母ので がの母ので がの母ので がの母ので がの母ので がの母ので がのの母ので がのの母ので がのとのが のの母ので がのとのが のの母ので がのとのが のいと のいと のいと のいと のいと のいる のいる のいる のいる のいる のいる のいる のいる	28. 10. 7
1 0	28. 9.26	福祉電話の貸与中止の経緯及びあんしん連絡システムとの整合性について納得のいく説明を求める。	障がい福祉課 区役所 健康福祉課	1 福田 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	28. 12. 5
1 1	28. 10. 26	児童相談所からの謝罪 を求める。	児童相談所	取り下げ	28. 10. 31
1 2	28. 11. 1	1 介護保険負担限度額 認定の決定年月日を遡ってほしい。 2 介護保険施設利用負担額が増額変更になられることを、市からいのであられている。 といかない。	介護保険課 区役所 健康福祉課	認定の決定年月日を遡ることはできない。 また、負担額の変更についてあらかじめ申立人に知らせていない所管課の対応に非は認められない。	28. 12. 9

1 3	28. 11. 10	支払を拒否された海 外療養費を支給してほし い。	区役所 区民生活課	申立人が主張する、必要書類の説明や交付がなかったとの事実は確認できず、所管課の対応に非があったとは判断できない。	28. 12. 14
1 4	28. 11. 10	母親の重度心身障がい 者福祉手当を遡って支給 してほしい。	区役所 健康福祉課 障がい福祉課	規則によれば、手当は申請に基づいて認定され支給されるものであるので、申請日より前に遡って支給することはできず、所管課の対応に非があったとは判断できない。	28. 12. 22
1 5	28. 11. 28	1 公園 と	区役所 建設課	審査会による苦情審査終了 事項であるため、また、調査 することが適当でないと認め られるため調査しない。	28. 11. 28
1 6	28. 12. 22	平成28年11月28日 付けの通知書について、 A区役所の一方的な判断 は納得がいかない。	区役所 建設課	審査会による苦情審査終了 事項であるため調査しない。	28. 12. 22
1 7	29. 1. 12	市の道路改良事業に 係る書類の不正転写の 是正と再発防止について	区役所 建設課	申立てに関する書類の作成について所管課に非は認められない。	29. 2. 9
18	29. 2. 9	1 公園内設置の園名板 の文面を変更してほしい。 2 平成28年6月の公園防 草対策工事の立ち入り 禁止看板撤去に伴う雨 水流入被害につい。 急に対応してほしい。	区役所 建設課	1 園名板の文面について、 所管課が申立人の要望する とおりに変更しない非がって、そのこととに非がるとは認められない。 2 雨水流入被害について対は、所管課において既に対策工事を実施したとのことであり、申立人の苦情に対応したものと認められる。	29. 3. 24